

貸切バス事業者安全性評価認定規程改正のお知らせ

新型コロナウイルス感染症への対応等により、貸切バス事業者安全性評価認定規程を2020年6月30日から一部改正いたします。

認定事業者の皆様におかれましては、改正後の貸切バス事業者安全性評価認定規程（別添）をご確認いただき、お間違いのないようお願いいたします。

主な改正点（赤字が変更になった部分です）

（1）申請から認定までの時期を変更します【該当条文：規程2.（2）②（ア）】

改正前 4月中に申請を受付け、新規は9月、更新は12月に審議・決定する。

改正後 4月中に申請を受付け、新規は9月、更新は12月若しくは3月に審議・決定する。ただし、申請状況により時期を変更する場合がある。

これにより、更新申請事業者は基本的に12月に認定いたしますが、今回の新型コロナウイルス感染症のようなやむを得ない理由が発生した場合は、12月に認定し切れなかった分を翌年3月までに認定することといたします。今年度の認定について変更する場合は、改めてお知らせいたします。

（2）認定の有効期間を変更します【該当条文：規程2.（3）】

改正前 新規申請及び更新申請 翌々年12月末まで

4年更新 4年後12月末まで

特別申請 3月及び6月認定 翌年12月末まで

9月及び12月認定 翌々年12月末まで

改正後 新規申請及び更新申請 **翌々年度末日まで**

4年更新 **4年度後末日まで**

特別申請 **6月認定 翌年度末日まで**

9月及び12月、3月認定 翌々年度末日まで

これにより、認定の有効期間がそれぞれの年の12月31日までから、年度末の3月31日までに延長となります。認定証及び認定ステッカーについては、それぞれの年の12月31日までとなっているものを年度末の3月31日までと読み替えることといたします。(新たに発注する必要はありません。)

今年度の9月以降の認定については、新たな有効期間の認定証及び認定ステッカーを発行いたします。

なお、再評価による認定は有効期間延長の対象外です。

※読み替える有効期間

2020年12月31日まで	⇒	2021年3月31日まで
2021年12月31日まで	⇒	2022年3月31日まで
2022年12月31日まで	⇒	2023年3月31日まで
2023年12月31日まで	⇒	2024年3月31日まで

(3) 再評価の対象を変更します【該当条文：2.(5)】

改正前 死亡事故は再評価の対象外。

改正後 死亡事故においても条件を満たすことにより再評価の対象とする。

死亡事故について、一部有責性が認められるものの、ドライブレコーダー等による検証及び違法性等を考慮した結果、避けることのできないやむを得ない事故と貸切バス事業者安全性評価認定委員会において判断した場合は、再評価の対象といたします。

(お問い合わせ)

公益社団法人 日本バス協会・業務部
TEL 03-3216-4014/FAX 03-3216-4016
E-mail safety-bus0920@bus.or.jp